

令和7年度 第1回吉崎市入札監視委員会 会議録（要約版）

日 時：令和7年10月28日（火） 午後1時25分から午後2時30分

場 所：吉崎市役所 郷ノ浦庁舎 2階会議室

出席者：委 員 藤井信孝、殿川 穂、大久保敏範、原田憲一郎

吉崎市 副市長 中上良二

事務局 財政課長 原 裕治、課長補佐兼契約管財班係長 坂本謙太郎

説明員 消防本部 総務課長、総務係長

保険課 国保・後期・年金班係長

文化スポーツ振興課 文化スポーツ振興課長

建設課 建設課長、建設課主幹

水産課 水産課長、水産課課長補佐

1. 開会（午後1時25分）

進行：事務局

2. 委嘱状交付

委員4名に委嘱状を交付

任期は令和7年10月12日から令和9年10月11日

委員長に藤井委員、職務代理者に殿川委員が再任される

3. 副市長挨拶

4. 議事

進行：藤井委員長

（1）抽出案件の審査について（令和7年1月から令和7年8月入札執行の工事等）

抽出事案：1 ①解体工事②建築一式工事（①及び②は関連工事）	
抽出理由：入札まで時間がかかる（何度も入札する）理由は何か。	
回 答	①及び②は、○上半期で新設地の測量業務、○新設設置及び既設解体の設計業務、○新設地の土地売買契約及び登記事務を実施し、下半期で○②の新設設置工事、○①の既設解体工事を計画しておりました。 測量業務が7月26日に完了、設計業務が10月10日に完了、土地の登記が10月28日に完了したことに加え、10月10日付で、設計書の積算金額の算出を市建設課へ依頼しております。 10月18日付、市建設課より積算金額の算出回答があり、内容確認等を終えた後、入札準備に取り掛かかり、第1回入札を11月26日実施。結果は最低制限価格未満のため不調となり、第2回入札以降は工期の関係により、年度を跨ぐため議会の承認を得る必要がありました。
抽出事案：2 解体工事	
抽出理由：2回入札はランクBで実施されたが、いずれも不落になったため、3回目入札ではランクAで実施されたと思う。2回目入札から3回目入札までの期間が長くなった理由は何か。	
回 答	解体工事は工期を45日と設定しており、第2回入札日は令和7年2月7日で年度内完成のためには最後の入札でした。 新設工事と同様に、第3回以降となると年度を繰越す工事となるため、議会の承認を得る必要があり、第2回と第3回入札期間が空いたものです。

<p>抽出事案：3 建築一式工事</p> <p>抽出理由：ランクBで2回の入札をされたが、いずれも不調になったため、ランクAで入札をされたと思う。1回目の入札から2回目の入札までの期間が長くなった理由は何か。</p> <p>抽出事案2とこの工事は、工事場所が郷ノ浦町里触となっており場所は近いのか。</p> <p>抽出事案2とこの工事の計画を聞きたい。</p>	
回	<p>答</p> <p>設置工事の工期は120日（4ヶ月）を設定しており、第1回の入札（11/26）以降は年度を跨ぐ工事となるため、議会の承認を得る必要がありました。議会の承認後（12/20）入札の準備となったため、第1回と第2回の期間が空いたものです。</p> <p>抽出事案2の工事場所から見て、本工事場所は約100m南側に位置する場所にあります。</p> <p>抽出事案2の工事は県道拡張工事により、既設貯水槽を解体する必要があり、老朽化によるものではありません。</p> <p>また、地域から水利が無くならないよう新設貯水槽設置後に解体工事を実施する計画でしたが、入札の不調により解体工事が先行することとなりました。解体工事完了後、新設防火水槽が設置されるまでの間、水利が無くなる旨は公民館長宅へ直接説明に伺い、公民館回覧板にて周知を行っております。</p>
<p>抽出事案：4 解体工事</p> <p>抽出理由：2回入札実施後不調。積算基準による価格設定に問題はないのか。</p>	
回	<p>答</p> <p>解体工事の設計については、市内設計業者に依頼し作成したものであり、積算内容につきましても市建設課へ依頼し算出しております。予定価格設定について問題は無いと思っております。</p>
<p>抽出事案：5 土木一式工事</p> <p>抽出理由：1回目（5月20日）の入札は、応札額が最低制限価格735千円に対して、小規模な工事としては入札額との差が149千円から170千円と開きがある。この差は何と思われるか。また、工事の内容を伺いたい。</p> <p>2回目（7月22日）の入札までの期間が長くなった理由は何か。</p>	
回	<p>答</p> <p>工事内容は、未利用の花壇について、維持管理費の削減、土地の有効活用の観点から、駐車場としての利用を想定し、解体を実施するものです。</p> <p>1回目の入札については、起工設計書と参考資料で数量の相違（参考資料の数量が起工に比べて少なく入力されていた。）があったため、入札額との差が大きく入札に参加した全者が失格となりました。これは、発注者側の確認不足によるものであり、入札後、全参加者へ内容を説明・謝罪し、ご理解をいただいております。</p> <p>2回目の入札については、5月21日に速やかに起工を行ったが、市議会（6月会議）との日程調整等により、入札日程を7月22日に設定をされました。</p>
<p>抽出事案：6 管工事</p> <p>抽出理由：失格者の入札額と最低制限価格の差は何と思われるか。</p>	
回	<p>答</p> <p>歩掛として採用している県土木部の単価（令和7年度春）との乖離差と考えられる。</p>

抽出事案：7 測量業務	
抽出理由：業者数127、応札者数1となっており、参加者が少ない理由。	
回 答	本業務については、これまでも落札者が受注し業務を行っており、補正後のGISデータセットアップ業務も同業者が継続して受注している状況です。業務の内容としては、別のコンサルタントでも可能であると考えているが、新たにデータ整理、システムの構築等を行うとなるとコンサルタント側も多額の費用を要することとなり、単年度の受注では採算が合わないことなどから、他のコンサルタントの受注意欲が少なく、入札参加者が1者となっているものと考えています。
抽出事案：8 急傾斜地崩壊対策工事（5件）	
抽出理由：急傾斜地崩壊対策工事のランクAで入札された工事において、1件を除いて落札率が92.30%から94.91%となっている。1件について99.89%と高い落札率となった要因は何と思われるか。	
回 答	対象となる5件は全て急傾斜工事であるが、4件が島内業者で施工が可能なモルタル吹付工に対して、落札率の高い1件は鉄筋挿入工を施工する必要があり、この工種は島内業者では施工が出来ないことから、島外の下請け業者の確保が必要となる事情もあり、Aランク10者の内、参加が5者、その内3者が予定価格を超過する等、受注に対しての意欲が低かったことが理由と考えています。
抽出事案：9 土木一式工事（関連工事2件）	
抽出理由：区分けして発注された理由は何か。また、工区間の距離はどの位離れているのか。	
回 答	令和7年度においては、例年と比較し、B、Cランクを対象とした工事が少ない状況から、受注機会の拡大のため、分割発注を行っています。また、本工事は、国の令和6年度補正予算を財源として実施しているため、分割して複数業者での施工を行うことで工期の短縮も可能となり、早期完成に繋がります。工区間の距離については、離れておらず、1工区の終点と2工区の起点が接続する形となります。複数業者での施工となるが、隣接工事業者での連絡協議会の開催等を細めに実施することで、工程管理、安全管理等の現場管理に努めています。
抽出事案：10 土木一式工事2件、舗装工事2件	
抽出理由：これらの工事は土木一般、舗装工の10,000千円以上の工事ですべてAクラス落札率が97%以上である。 Aクラスの他の工事は93%程度であるが、落札率が高いのはなぜか。	
回 答	1件は急傾斜工事であり、人家密集地の背後斜面で作業スペースも限られる厳しい条件化での工事となること。また、鉄筋挿入工等は島内業者では施工が出来ないことから、島外の下請け業者の確保が必要となる事情もあり、Aランク10者の内、参加が5者、その内3者が予定価格を超過する等、受注に対しての意欲が低かったことが理由と考えています。 2件の舗装工事については、舗装Aランクの入札参加資格者が4者のみであり、価格競争が生じにくかったことが要因と思われます。 もう1件は海岸の工事であり、頻繁に波が押し寄せる厳しい自然条件化での工事となることから、入札に際し、受注意欲が低かったと思われます。

抽出事案：11	
抽出理由：業者のランク分けの確認今後のランク分けの設計額の見直しについて	
回 答	<p>業者の格付基準及び発注基準につきましては、平成28年度に「土木一式工事」の発注基準、平成30年度に「水道施設工事」格付基準及び発注基準を見直して以来、令和7年度まで見直しは行っていません。</p> <p>例年、年度末に次年度発注予定工事のランク毎の件数を確認し、必要があれば見直しの協議を行います。</p> <p>また、建設業協会からも格付基準及び発注基準についての見直しの要望もありません。</p>

(2) 令和7年度入札・契約制度改正について
財政課より説明を行う。

(3) その他
次回会議日程について
令和8年2月から3月頃を目途に日程調整を行う。

4. 閉会（午後2時30分）